

第15章 費用負担の説明

15-1 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいうものとする。

15-2 概況ヒアリング

受注者は、費用負担の説明の実施に先き立ち、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

15-3 現地踏査等

1. 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。
2. 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

15-4 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- (1) 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- (3) 権利者に対する説明用資料の作成

15-5 権利者に対する説明

1. 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
2. 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

15-6 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を費用負担説明記録簿に記載するものとする。

15-7 説明後の措置

1. 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。
2. 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得

- られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
3. 受注者は、権利者が説明を受け付けず若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第16章 環境調査

16-1 環境調査

環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいうものとする。

16-2 調査の方法

前条の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記11」の環境調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- （1）騒音測定結果一覧表
- （2）振動測定結果一覧表
- （3）井戸調査表

第17章 事業認定申請図書等の作成

17-1 事業認定申請図書等の作成

1. 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。
 - （1）事業認定申請図書の作成
 - （2）裁決申請図書の作成
 - （3）明渡裁決申立図書の作成
2. 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（事前審査のための資料を含む。）を作成することをいうものとする。
3. 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいうものとする。
4. 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいうものとする。

17-2 事業計画の説明

事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員から説明を受けるものとする。

17-3 現地踏査

事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査